厚生労働省の 健康危機管理対策

厚生労働省大臣官房厚生科学課 健康危機管理対策室

我が国での健康危機

健康危機の変遷

- 昭和20~30年代感染症
- 昭和40~50年代 公害
- 昭和60年代 薬害
- 平成以降 大規模地震 新興·再興感染症 医療事故 大量破壊兵器

テロリズム





DDTの撒布●終戦後,衛生事情の低下, 海外引揚げ者の増加から,ノミ・シラミなどが媒介 する発疹チフスなどの伝染病が多発し, その駆除のためDDTの撒布が行われた。



省、製薬5社(ミドリナ字、化血研) バイエル、E エイスで責任を認め、謝 HIV訴訟を

近年の国内健康危機管理事例

- 平成 7年1月 阪神·淡路大震災
- 平成 7年3月 地下鉄サリン事件
- 平成 8年7月 堺市O157食中毒
- 平成10年7月 和歌山市毒物混入カレー事件
- 平成11年9月 東海村臨界事故
- 平成12年6月 雪印乳業製品食中毒
- 平成12年6月 三宅島噴火
- 平成14年5-6月 FIFAワールドカップ
- 平成14年冬 重症急性呼吸器症候群(SARS)
- 平成16年10月 新潟中越地震
- 平成16年冬 スギヒラタケ脳症
- 平成17年4月 福知山線尼崎脱線事故
- 平成19年7月 新潟中越沖地震
- 平成20年 中国冷凍ギョーザ、事故米
- 平成21年4月 新型インフルエンザ
- 平成23年3月 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電 所事故





内閣の危機管理体制

内閣の危機管理機能強化

- 1997年5月1日 行政改革会議の意見集約
- 「内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約」
 - 早期に行政の総合力が発揮できる態勢を整えることは内閣の重要な役割
 - 内閣官房に危機管理を専門に担当する官房副長官クラスの職を 設置(内閣危機管理監)
 - 上記官房副長官クラスの職を補佐する事務体制を整備
 - あらかじめ所要の閣議決定をし、突発的な事態に際して総理大臣 が迅速に指揮監督
 - 内閣の情報収集・集約・分析機能を強化

政府全体の危機管理体制

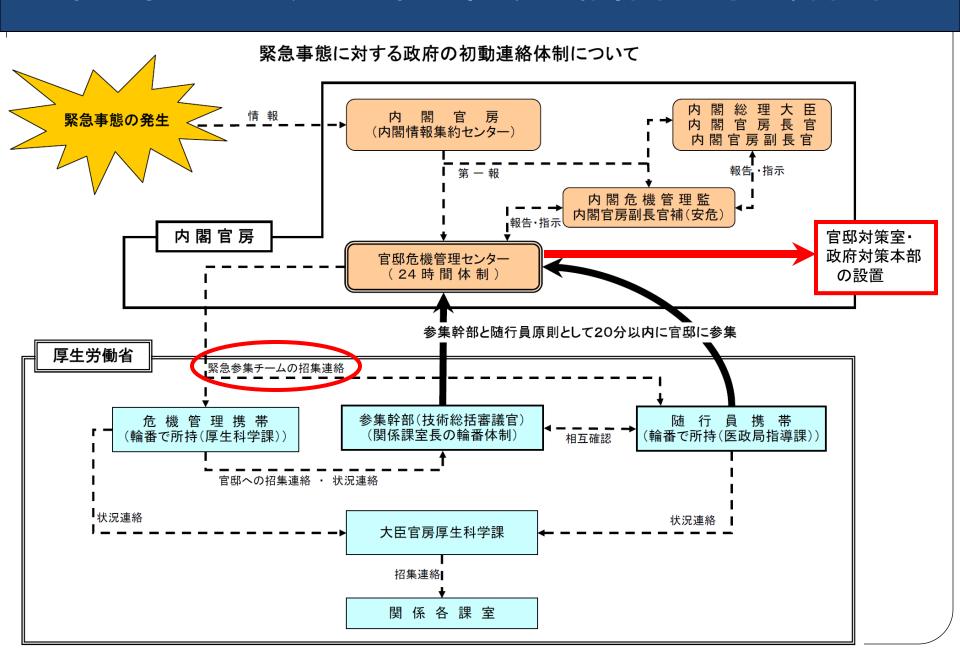
緊急事態に対する政府の初動対処体制について (平成15年11月21日 閣議決定)

- 1. 緊急事態に関する情報集約
- 2. 緊急参集チーム等
 - 1.内閣危機管理監は、事態に応じ緊急参集チーム

を官邸危機管理センターに**緊急参集**させ、政府としての初動措置に関する情報集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。

- 3. 関係閣僚協議
- 4. 安全保障会議・事態対処専門委員会
- 5. 対策本部
- 6. その他

緊急事態に対する政府の初動連絡体制と厚生労働省



健康危機管理体制

厚生労働省の健康危機管理

- 薬害エイズへの反省が出発点
 - 医薬品による健康被害の再発防止対策PT
 - •1996年(平成8年)7月1日報告書



誓いの碑

厚生労働省健康危機管理基本指針

- ・ 厚生労働省健康危機管理基本指針の策定
 - (平成9年1月9日)
- 健康危機管理
 - 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務

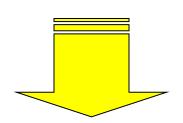
のうち、厚生労働省の所管に属するものをいう

・ 地震等の災害に起因する健康危機については、厚生労働 省防災業務計画に沿った総合的かつ計画的な対策の推 進に努めるものとする。

健康危機管理調整会議

厚生労働省の健康危機管理体制

- ・円滑な情報の交換
 - ・定期的な連絡会議
- 重大な事件発生時
 - •緊急協議

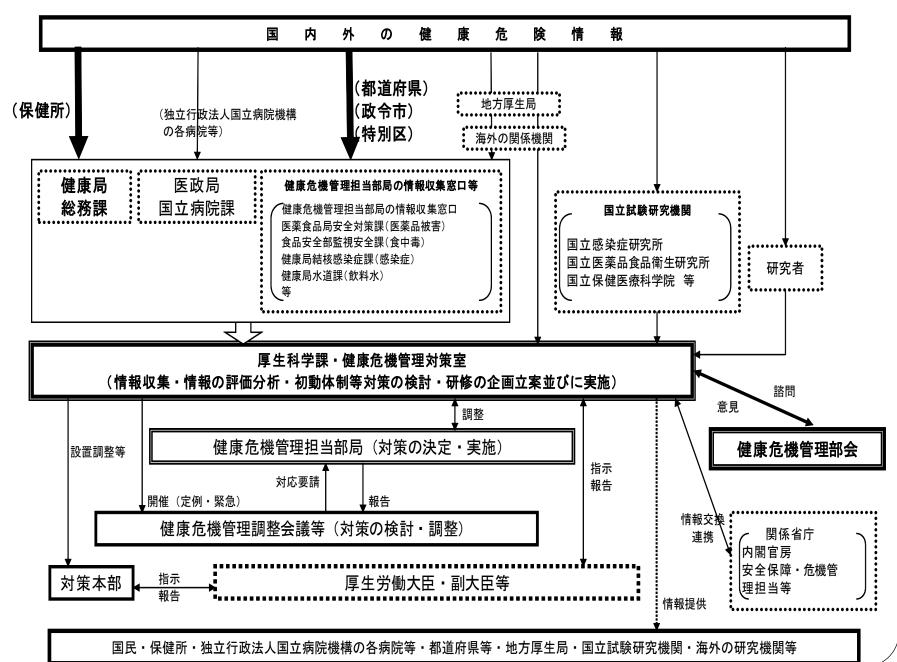


体制強化

- 平成9年1月9日:基本指針作成
- ■調整会議の設置



厚生労働省健康危機管理体制図



健康危機管理調整会議

- 定例会: 毎月2回(第2、第4金曜日)
- 近年の話題
 - 医薬品関係 : タミフル服用後の異常行動等
 - 食品関係 : O157広域発生事例等
 - 感染症関係 : 麻疹、新型インフルエンザ、
 - 鳥インフルエンザ等
 - 院内感染関連: 耐性菌等
 - 自然災害関連:大雨被害、大規模地震、津波等
 - 健康危険情報通報: がん治療関連等
 - その他 :ミサイル事案、重大事故等

国際連携について

世界保健機関(WHO)による危機管理 — 国際保健規則(IHR)ー

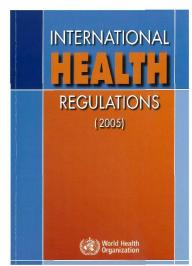
- 1.WHOへの通告
 - 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる全ての事象(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)
 - PHEICと評価してから24時間以内に通告を義務化
- 2.国内連絡窓口

• National Focal Pointは24時間いつでもアクセス可能に。(厚

生科学課を窓口としている)

- 3.加盟国の体制整備
- 4.WHOの勧告
- 5.IHR専門家名簿の作成



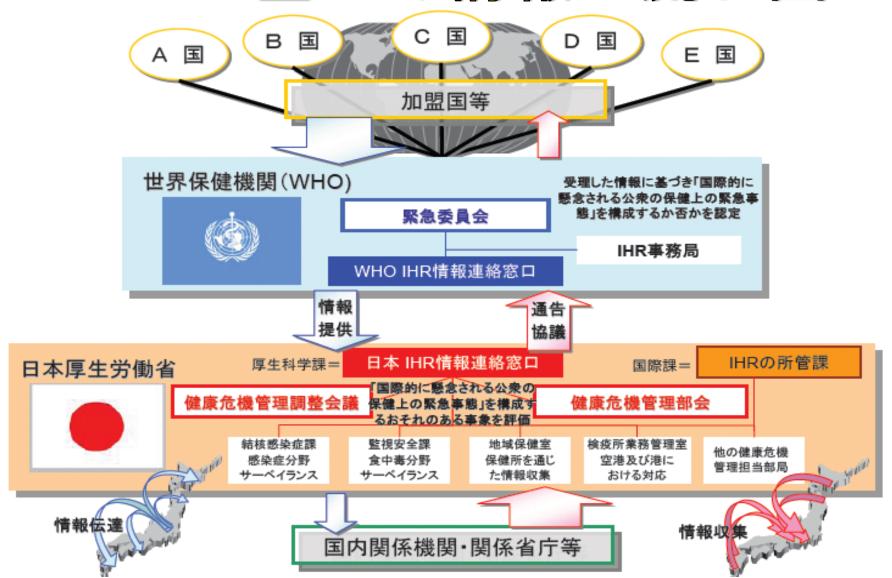


PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

原因を問わず、国際的な公衆衛生上 の脅威となりうる全ての事象

- 予測不可能、または、非典型的な事象
- 重大な健康被害を起こす危険性のある事象
- 国際的に拡大する危険性のある事象
- 国際間交通や流通を制限する危険性のある事象

IHRに基づく情報の流れ図



健康危機管理業務にあたって

健康危機事例の発生

健康危機管理の理念概要図

健康危險情報

の収集

対策の策定

- 健康危機管理の原則
- 1. 情報の共有
- (健康危機管理調整会議の活用)
- 2. 体制の整備

(連絡体制、実施要領の整備等)



3. 初動の確保

対策の実施

健康危機事態発生時

健康危機事態



公衆衛生の改善

異常事態の早期発見



迅速な対応・適切な調査



短期的対策と中長期的対策



事態収拾



平時の 対策・ 備え

平時の備え:健康危機管理業務

- 1. 健康危険情報の監視
 - 関係者との円滑な連携・組織と信頼関係の構築
- 2. 公衆衛生対応、および、初動期医療の整備
 - 通信環境等の対策資材の整備
 - 希少医薬品・医療機器の備蓄
 - 初動期医療(自然災害、自然災害以外)
- 3. 危機管理関連の調査研究
 - 危機事態の被害予測とその対策
 - 海外動向の把握
- 4. ガイドラインの整備、訓練・研修会の実施
 - 対策計画の策定
 - 被害の極小化措置(二次災害の予防)